

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1> (従来型個室)	要支援 (〇〇〇単位)	×70/100	又は	又は	又は	又は	又は
		要介護1 (〇〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇〇単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<4.1> (多床室)	要支援 (〇〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇〇単位)						
	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<5.1> (従来型個室)	要介護5 (〇〇〇単位)						
要支援 (〇〇〇単位)								
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<6.1> 介護<5.1> (多床室)	要介護1 (〇〇〇単位)							
	要介護2 (〇〇〇単位)							
	要介護3 (〇〇〇単位)							
	要介護4 (〇〇〇単位)							
	要介護5 (〇〇〇単位)							
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 看護<6.1> 介護<6.1> (従来型個室)	要支援 (〇〇〇単位)							
	要介護1 (〇〇〇単位)							
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅵ) 看護<6.1> 介護<6.1> (多床室)	要介護2 (〇〇〇単位)							
	要介護3 (〇〇〇単位)							
	要介護4 (〇〇〇単位)							
	要介護5 (〇〇〇単位)							
	要介護5 (〇〇〇単位)							
(2) 小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要支援 (〇〇〇単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	片道につき +184単位
		要介護1 (〇〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇〇単位)						
	要介護5 (〇〇〇単位)							
	(二) 小規模生活単位型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型標準室)	要支援 (〇〇〇単位)						
		要介護1 (〇〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇〇単位)						
要介護4 (〇〇〇単位)								

注 栄養管理の評価

(2) 特定診療費

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	利用者に対して送迎を行う場合
基準適合診療所短期入所療養介護費	(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要支援 (〇〇〇単位)	×70/100	片道につき +184単位
		要介護1 (〇〇〇単位)		
		要介護2 (〇〇〇単位)		
		要介護3 (〇〇〇単位)		
		要介護4 (〇〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇〇単位)			
	(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) (多床室)	要支援 (〇〇〇単位)		
		要介護1 (〇〇〇単位)		
		要介護2 (〇〇〇単位)		
		要介護3 (〇〇〇単位)		
要介護4 (〇〇〇単位)				

注 栄養管理の評価